



島根県報

平成28年 4月26日 (火)

第 2,796 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農 村 整 備 課)	2
県営土地改良事業計画の決定 (2件)	(")	3

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る 一般競争入札の落札者等	(病 院 局)	3
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援 サービス業務に係る随意契約の相手方等	(")	4
島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務に係る随意契約の相手方等	(")	4

【漁調委指示】

沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の制限		5
つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限		6

【正 誤】

平成28年 4月 8日付け島根県報第2,791号中	(農 業 経 営 課)	6
平成28年 4月15日付け島根県報第2,793号中	(用 地 対 策 課)	6

告 示**島根県告示第346号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年 4 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

鹿足郡吉賀町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所**理事**

茅原 忠夫 鹿足郡吉賀町真田1678番地 2
小田 善史 鹿足郡吉賀町柿木村柿木311番地 1
山吹 寛 鹿足郡吉賀町樋口287番地
谷川 敏夫 鹿足郡吉賀町立河内787番地
金川富士雄 鹿足郡吉賀町沢田521番地
村上 禎 鹿足郡吉賀町朝倉63番 2 地
杉崎 秀美 鹿足郡吉賀町抜月58番地
永安 恵治 鹿足郡吉賀町柿木村大野原297番地
齋藤 忠正 鹿足郡吉賀町柿木村福川171番地
齋藤 一政 鹿足郡吉賀町柿木村白谷229番地

監事

松蔭 茂 鹿足郡吉賀町六日市828番地
阿川 有一 鹿足郡吉賀町柿木村福川26番地

2 就任年月日

平成28年 4 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所**理事**

茅原 忠夫 鹿足郡吉賀町真田1678番地 2
小田 善史 鹿足郡吉賀町柿木村柿木311番地 1
見川 哲幸 鹿足郡吉賀町抜月989番地 2
齋藤 尚介 鹿足郡吉賀町柿木村福川377番地
道下 博哉 鹿足郡吉賀町樋口487番 1 地
石井 政信 鹿足郡吉賀町柿木村下須535番地
谷川 敏夫 鹿足郡吉賀町立河内787番地
永安 恵治 鹿足郡吉賀町柿木村大野原297番地
金川富士雄 鹿足郡吉賀町沢田521番地
村上 禎 鹿足郡吉賀町朝倉63番 2 地

監事

松蔭 茂 鹿足郡吉賀町六日市828番地
阿川 有一 鹿足郡吉賀町柿木村福川26番地

島根県告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
深谷地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
真木・張戸地区農道事業（県営農地整備事業（一般農道整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	飯南町役場

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年 4 月 26 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 物品名、規格及び予定数量

灯油 J I S 1 号 610キロリットル

内訳 島根県立中央病院 220キロリットル

島根県立こころの医療センター 390キロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成28年 3 月 28 日

4 落札者の氏名及び住所

朝日エナジー有限会社 代表取締役 白石 邦宏 愛媛県今治市古谷甲548番地1

5 落札金額

灯油1キロリットル当たり 34,099円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成28年2月12日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年4月26日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報システム運用支援サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

病院局県立病院課情報システムスタッフ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 吉岡 宏 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

112,447,440円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年4月26日

島根県立中央病院 病院長 菊 池 清

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 支社長 山下 彰 松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

149,178,825円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

隠岐海区漁業調整委員会指示第28-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、沿岸いか釣漁業（総トン数3トン以上5トン未満の船舶を使用するものに限る。）及び小型いか釣漁業（総トン数5トン以上10トン未満の船舶を使用するものに限る。）の操業について、次のとおり制限する。ただし、適用する海域は、島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内とする。

平成28年 4 月 26 日

隠岐海区漁業調整委員会会長 葛 西 清 秀

1 操業の承認

沿岸いか釣漁業又は小型いか釣漁業を営もうとするものは、船舶ごとに別に定める取扱要領及び取扱方針に基づき、本委員会の操業承認を受けなければならない。

2 操業禁止海域

小型いか釣漁業は、次の各号に掲げる海域において操業してはならない。ただし、するめいか以外のいか類を採捕の目的とし、かつ、手釣又は竿釣により採捕する場合を除く。

(1) 島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域

(2) 次の各線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（前号に掲げる海域を除く。）

ア 島根県隠岐郡西ノ島町冠島西端と同地点西端から真方位220度の線と同町西ノ島の接点とを結んだ線

イ 島根県隠岐郡西ノ島町冠島東端と同郡海士町野田埼東端とを結んだ線

ウ 島根県隠岐郡海士町知々井埼東端と同郡知夫村竹島東端とを結んだ線

エ 島根県隠岐郡知夫村竹島西端と同村知夫里島東端とを結んだ線

オ 島根県隠岐郡知夫村帯ヶ埼西端と同郡西ノ島町赤灘鼻南端とを結んだ線

3 電気設備等の使用制限

(1) 1隻につき集魚灯に使用できる電球の数は、6個を超えてはならない。ただし、2隻以上の船舶を連結して操業する場合は、連結した船舶を1隻とみなす。

(2) 電球1個当たりの消費電力の最高限度は、3キロワットとする。

4 承認の取消し

本委員会は、漁業調整上必要があると認められるとき、又は当該指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成28年 5 月 1 日から平成31年 4 月 30 日までとする。

隠岐海区漁業調整委員会指示第28-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、つけ漁業（しいらつけ漁業を含む。以下同じ。）保護のため、他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示する。

平成28年 4 月26日

隠岐海区漁業調整委員会会長 葛 西 清 秀

1 制限の内容

つけ漁業によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、つけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、つけ漁業において当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りでない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成28年 6 月 1 日から平成31年 5 月31日までとする。

正 誤

平成28年 4 月 8 日付け島根県報第2,791号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
7	公告の表中	隠岐の島町新海	隠岐の島町都万新海

平成28年 4 月15日付け島根県報第2,793号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正						
7	島根県告示第313号の表中	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">調査を行っ た者の名称</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松江市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松江市</td> </tr> </table>	調査を行っ た者の名称	松江市	松江市	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">調査を行っ た者の名称</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松江市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安来市</td> </tr> </table>	調査を行っ た者の名称	松江市	安来市
調査を行っ た者の名称									
松江市									
松江市									
調査を行っ た者の名称									
松江市									
安来市									